

兵庫県立農業大学校 体育館空調設備設置工事 特記仕様書

本仕様書は、兵庫県立農業大学校体育館空調設備設置工事に関する一般事項を示すものとし、工事特記仕様書とともに、仕様書を構成するものとする。

1 工事件名

- (1) 工事名：兵庫県立農業大学校体育館空調設備設置工事
- (2) 場 所：兵庫県立農業大学校
- (3) 工事期間：着工の日から 1 5 0 日限り

2 一般工事概要

(1) 工事内容

本工事は、兵庫県立農業大学校体育館に空気調和設備（ガスヒートポンプエアコン 8 台）を設置するとともに、稼働等に必要なガス・電気設備を整備することを主たる内容とするものである。

(2) 工事範囲

本工事は、参考図面に示された範囲とする。

(3) 官公庁その他手続及び検査

本工事に必要な管工事関係の申請手続は、本工事請負人が行うものとし、その費用は本工事請負人の負担とする。

(4) 施工計画

工事施工前には工事計画書を提出し、工事内容、工事工程、安全対策等を明らかにした上、監督員の承認を受けること。

(5) 他工事との取合せ

他工事との取合せが必要な場合は、あらかじめ監督員の指示に従い、双方の請負者において協議のうえ、工事の進行に支障のないようにすること。

(6) 他工事との調整

本工事と他工事が競合する場合、双方の工事に支障がないよう他工事の請負者との事前の連絡調整を行うこと。

(7) 施工上の注意

本工事により停電が発生する場合は、施工に当っては停電時間を最小限に抑えるものとし、停電不可の負荷設備に対し、仮設発電機を設置して電力供給を行う計画を立て、監督員の承認を受けた後、作業を行うものとする。

(8) 使用機材

本工事に使用する機材は、発注者と協議の上、決定するものとする。なお、主要材料については、契約後、速かに工事主要資材発注報告書を提出するものとする。JIS等関係諸規格に制定されているものは、これに適合し、また、電気用品安全法の適用を受けるものは、形式承認済のものを使用するものとする。

(9) 機器材料の検査

本工事に使用する機器、材料は全て現場搬入の都度、監督員の検査を受けなければならない。また、必要に応じて製作図又は見本を提出するものとする。その際試験が必要な場合、それにかかる費用は、全て請負者の負担とする。

(10) 施工の点検又は立会い

工事施工に際しては、施工後容易に点検出来ない配管および配線は原則として、その過程において監督員の点検又は立会いを要する。

(11) 施設の検査および試験

工事完了に際して監督員立会いの上、機器、配管、配線等の検査を行い、これに合格することを要する。また、官公庁の検査及び試験を必要とするものは、それぞれ合格した事を証明する文書を提出しなければならない。

(12) その他

ア 引き渡し

請負人は工事完了のうえは、官公庁その他の認可書及び竣工図を添えて引渡しを行うものとする。

イ 仮設建物

請負者が詰め所、工作小屋、材料置場等仮設建物を設ける場合は設置場所、その他について監督員の許可を得ること。

ウ 電線、ケーブル

配線は、色別配線とし、電線の色別並びに心線、外装の色は事前に監督員の承認を得るものとする。

エ 後片付け

工事完了に際しては監督員の指示に従い、期間内に後片付け及び清掃を完全に行わなければならない。

オ 取扱説明書

主要機器については、発注者が容易に理解できる取扱説明書及び説明図を提出するものとする。

カ 予備品及び付属品

予備品及び付属品については、そのリストを提出し、監督員の承認を受けるものとする。

キ 不明記事項

本仕様書及び設計図に明記されていない事項についても、本工事上、当然必要と思われるものは、具備するものとし、その他不明事項については監督員と協議を行う。

ク 監督員指示事項の対処

監督員との協議の結果、指示事項が生じた場合は、速やかに対処するものとする。

3 特記事項

(1) 工事实績情報の登録

本工事の契約金額が 500 万円以上で、建設業許可の必要な工事の場合は、受注者は、工事实績情報システム（コリンズ）へ工事实績情報を登録すること。

(2) 火災保険等

受注者は、工事目的物及び工事材料等を組立保険（これに準ずるものを含む。）に付すること。保険金額は、請負代金額（支給材料又は貸与品が有る場合はそれを含む。）とし、加入期間は、工事着手から工事目的物の引渡しまでの期間とする。

(3) 施工体制台帳

下請負契約を締結する全ての受注者は、建設業法第 24 条の 7 第 1 項及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）第 15 条第 1 項に基づいて施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、入札契約適正化法第 15 条第 2 項に基づいて監督職員に提出しなければならない。

(4) 工事現場における名札の着用

工事現場における次の技術者等は顔写真、資格、氏名、工事名、工期、会社名、社印等を記載した名札を着用すること。

- ・ 現場代理人
- ・ 監理技術者又は主任技術者
- ・ 専門技術者を専任した場合の専門技術者
- ・ 下請負業者の主任技術者

(5) 参考資料

1) 「建築工事関係資料」（兵庫県まちづくり部）

兵庫県のホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) >

> まちづくり・環境 > 設計・工事 > 工事 > 建築工事関係者の方へ
まちづくり部発注工事に係る関係資料について

- ・ 建築工事関係資料

参考様式

- ・ 適切な施工体制の確保について
- ・ 建築工事における建設副産物処理マニュアル
- ・ 工事の記録について

- ・ 目的物 ・ 工事関係図書の引渡し

2) 各種提出種類の様式

兵庫県のホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/>) >

ホーム > まちづくり・環境 > 設計・工事 > 工事 > 建築設備工事関係者の方
へ

- ・ 施工体制台帳
- ・ 工事施工計画書及び下請負人等（変更）通知書
- ・ 略歴書
- ・ 工事工程表
- ・ 請負代金内訳書
- ・ その他